

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第22号）が本日公布され、本年4月1日から施行されることである。これにより、定期の予防接種について、接種間隔の上限の撤廃等が行われることとなり、その改正の概要等は下記のとおりである。また、上記省令の施行に併せて、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日から適用することとした。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

(1) 接種間隔の上限の撤廃

ジフテリア、破傷風、百日せき及び急性灰白髄炎の第一期の予防接種、日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種、Hib感染症の予防接種並びにヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、接種間隔の上限を撤廃する。

(2) 接種間隔の下限の明確化

日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種について、初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回実施するとされているところ、運用上の実態を踏まえるとともに、接種間隔の明確化の観点から、6月以上に変更する。

(3) 過剰接種の防止等

小児の肺炎球菌感染症の予防接種について、初回接種開始時が生後2月から12月までの場合、初回接種を期限内に終了せずに追加接種を行うと免疫が不十分となる可能性があるため、当該期限について、生後12月ないし13月までを生後24月までに延長する。また、初回接種開始時が生後2月から7月までの場合、過剰接種を防止するため、初回接種の2回目の注射が生後12月を超えた場合には、3回目の注射は実施しないこととする。

(4) 上記(1)～(3)までの改正に伴い、所要の措置を定める等の改正を行う。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 留意事項

- (1) 今回の改正により、省令上は接種間隔の上限の撤廃等がなされるが、定期接種実施要領には標準的な接種間隔として従来どおりの上限等を示しており、可能な限り標準的な接種間隔で接種を実施するよう、勧奨願いたいこと。
- (2) 今回の改正は、接種間隔の上限の撤廃に係るものであり、接種対象年齢に変更はないこと。
- (3) 今回の改正は、同一ワクチンの接種間隔に係るものであり、異なるワクチンの接種の間隔についての変更はないこと。